

契約情報

工事（委託）番号	岐博工第 1 号
工事（委託）名	マイミュージアム棟エレベータ改修工事
施工(履行)場所	岐阜県関市小屋名1989 岐阜県博物館（岐阜県百年公園内）
契約方式	随意契約
随意契約の場合の理由	・地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に該当することから、1者見積による随意契約とした
契約年月日	令和6年6月25日
契約業者名	愛知小型エレベーター製造(株)
契約業者住所	愛知県一宮市浅井町大野字郷中2-1
施工(履行)期間	令和6年6月25日 ～ 令和7年3月17日
契約金額(消費税込)	17,850,800円
工事(業務)概要	安全装置である戸開走行保護装置が未設置であるため設置し、これに伴う主制御一式の改修を行う。

別紙6 随意契約をすることができる場合に 該当することの説明書	
地方自治法施行令第167条の2第1項第5号により 随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
<p>緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p>	<p>1 競争入札に付していたのでは、時期を失し、契約の目的を達することができないことの説明</p> <p>本件契約は、当館マイミュージアム棟のエレベータ改修を目的とした工事である。</p> <p>マイミュージアム棟エレベータは、当館来館者の主要導線であり、当館のバリアフリー対策の根幹をなす施設である。このため、エレベータ改修においては、利用停止など当館運営に大きな影響を及ぼし、当館では令和5年度に実施した詳細設計時に、工事に必要な期間を見積もり、令和7年1月上旬から3月上旬にかけて、エレベータの停止を伴う設置工事期間として設定している。</p> <p>また、エレベータ改修にあつては、機械器具類の工場製作の期間が必要であり、その期間は、6カ月程度必要とされている。</p> <p>これらのことから、12月末にはエレベータ機械器具類の工場製作を終え、速やかに設置工事に移行する必要があるため、契約の時期については、6月中であることが必要となるが、再度入札を行った場合に、この時期を失することになりかねない。</p> <p>2 見積を徴した事業者の概要</p> <p>今回見積書を徴する事業者（愛知小型エレベータ製造（株））は、先に実施した一般競争入札において入札参加した唯一の業者であり、また、その結果は最低落札価格を下回ったために失格となった業者である。</p> <p>3 見積合せをしていたのでは、時期を失し、契約の目的を達することができないことの説明</p> <p>先に実施した一般競争入札において参加業者は一者であり、他者へ見積を依頼しても、見積を得ることは困難と判断する。</p> <p>4 特定の者を選定した理由</p> <p>先にも述べたとおり、一般競争入札参加者が1者であること、また、当該業者は令和5年度まで当館エレベータの保守業務の委託先であり、改修するエレベータの構造、内容に精通しているため、迅速な対応が可能であることが理由として挙げられる。</p> <p>加えて、再度入札に付す場合、最低制限価格以上の入札者の落札金額をもって、落札金額となるが、当該業者の見積もりはこれよりも極めて安価である。なお当該業者は、エレベータの製造・販売の元請業者であることから諸経費等の間接経費を安価に抑えることが可能である。</p> <p>この点については、詳細設計を委託した設計事務所からも、設計金額を調製するうえで、指摘のあったことでもある。</p> <p>これらのことから、契約に緊急を要し、また、再度の入札に付すより有利な価格での契約が可能である当該業者と契約することとする。</p>

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。